

刈谷市都市交通協議会 委員（要綱改正後）

※灰色部が変更箇所です

委員

	設置要綱第2条第7項 該当項目	委員号数 (改正後)	所属等	変更内容
1	学識経験を有する者	第1号委員	中部大学 工学部 都市建設工学科	
2	学識経験を有する者	第1号委員	大同大学 工学部 建築学科	
3	事業者を代表する者	第2号委員	トヨタ紡織株式会社	
4	事業者を代表する者	第2号委員	トヨタ車体株式会社	
5	鉄道事業者を代表する者	第3号委員	名古屋鉄道株式会社	
6	自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者	第4号委員	愛知県トラック協会	
7	自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者	第4号委員	愛知県タクシー協会	
8	自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者	第4号委員	愛知県バス協会	
9	自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者 兼 刈谷市公共施設連絡バス運行事業の受託者を代表する者	第4号委員 兼 第5号委員	名鉄バス株式会社	
10	市民又は公共交通機関の利用者を代表する者	第6号委員	刈谷市自治連合会	
11	市民又は公共交通機関の利用者を代表する者	第6号委員	刈谷市女性の会連絡協議会	新規
12	市民又は公共交通機関の利用者を代表する者	第6号委員	刈谷商工会議所	
13	市民又は公共交通機関の利用者を代表する者	第6号委員	刈谷青年会議所	
14	市民又は公共交通機関の利用者を代表する者	第6号委員	かりや消費者生活学校	
15	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局を代表する者	第7号委員	中部運輸局 愛知運輸支局	
16	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体を代表する者	第8号委員	愛知県交通運輸産業労働組合協議会	新規
17	刈谷警察署を代表する者	第9号委員	刈谷警察署 交通課	
18	道路管理者	第10号委員	愛知県 知立建設事務所	
19	道路管理者	第10号委員	刈谷市建設部	
20	その他関係行政機関の職員	第11号委員	愛知県 都市・交通局 交通対策課	
21	その他関係行政機関の職員	第11号委員	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課	
22	市の職員	第12号委員	刈谷市都市政策部	

オブザーバー委員

—			国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市整備課	
—			刈谷市企画財政部	委員から オブザーバーへ変更
—			刈谷市産業環境部	委員から オブザーバーへ変更